

厚生労働省発雇児 0 4 0 9 第 7 号

厚生労働省発社援 0 4 0 9 第 10 号

平 成 2 7 年 4 月 9 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

平成 2 7 年度被災者健康・生活支援総合交付金の交付について

標記の国庫交付金の交付については、別紙「平成 2 7 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）交付要綱により行うこととされ、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

平成 27 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）交付要綱

（通則）

- 1 被災者健康・生活支援総合交付金実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日復本第 572 号、27 文科ス第 71 号、厚生労働省発雇児 0409 第 3 号、厚生労働省発社援 0409 第 11 号。以下「実施要綱」という。）第 5 に規定する被災者健康・生活支援事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する被災者健康・生活支援総合交付金のうち厚生労働大臣（以下「大臣」という。）を交付担当大臣（実施要綱第 4 の 3 に規定する「交付担当大臣」をいう。）とするもの（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年<sup>厚生省
労働省</sup>令第 6 号。）その他の法令及び関連通知並びに実施要綱のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、東日本大震災に伴う避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、被災者（広域避難者等を含む。）を取り巻く環境の変化に対応し、その現に居住する地域において、安定的な日常生活を営むことができるよう、地域コミュニティの活性化を図りつつ、必要な支援を行うための体制の構築を図るとともに、被災の影響により、子どもたちが抱える様々な課題を解決し、元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な地域づくりの推進を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この交付金は、実施要綱第 4 に規定する事業計画を作成する都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が、「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者健康・生活支援事業の実施について」（平成 27 年 4 月 9 日雇児発 0409 第 10 号、社援発 0409 第 2 号。）に基づき行う次の被災者健康・生活支援事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。

(1) 次の表の①欄に定める実施主体が行う②欄に定める事業

①実施主体	②事業
岩手県、宮城県、福島県（以下「被災県」という。） 及びその管内市町村並びに山形県、新潟県、長野県、 愛知県	地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業
被災県並びに仙台市、盛岡市、郡山市及びいわき市 （以下「被災指定都市等」という。）	子ども健やか訪問事業
被災県、茨城県、千葉県、栃木県及び長野県（以下 「仮設住宅設置県」という。）並びに仮設住宅設置 県内の指定都市及び中核市	仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる 環境づくり事業
被災県及び被災指定都市等	遊具の設置や子育てイベントの開催
被災県及び被災指定都市等	親を亡くした子ども等への 相談・援助事業
青森県、被災県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、新潟県及び長野県並びに郡山市及びいわき 市	児童福祉施設等給食安心対策事業
都道府県、指定都市及び中核市	保育料等減免事業

(2) 次の表の①欄に定める実施主体が行う②欄に定める事業に対し、③欄に定める
補助事業者が補助する事業

①実施主体	②事業	③補助事業者
被災県及びその管内市町村並びに山形県、新潟県、長野県、 愛知県が適当と認める団体	地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業	被災県及びその管内 市町村並びに山形 県、新潟県、長野県、 愛知県
被災県内の市町村（被災指定 都市等を除く。以下同じ。）	子ども健やか訪問事業	被災県

仮設住宅設置県内の市町村	仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業	仮設住宅設置県
被災県内の市町村	遊具の設置や子育てイベントの開催	被災県
被災県内の市町村	親を亡くした子ども等への相談・援助事業	被災県
福島県内の市町村（郡山市及びいわき市を除く。）	児童福祉施設等給食安心対策事業	福島県
市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）	保育料等減免事業	都道府県

（交付額の算定方法）

- 4 大臣は、実施要綱第8により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、実施要綱第7により都道府県等に通知された交付可能額の範囲で、交付金の交付対象事業に要する費用を交付するものとし、交付額は、次の（1）及び（2）により算出された合計額とする。

（1）都道府県、指定都市、中核市又は市町村が行う事業の場合

別表第1欄の区分毎に第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（2）市町村（特別区を含む）又は団体が行う事業に対して都道府県等が補助する事業の場合

（1）に準じて算出された額の合計額と都道府県等が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（申請手続）

- 5 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

（1）適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村長は様式1による交付申請書に関係書類を添えて、都道府県知事の定

める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの交付申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、これらを取りまとめ、様式2による交付申請書に関係書類を添えて、実施要綱第7の規定による交付可能額の通知の際に示された日までに、内閣総理大臣を経由して大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事又は市町村長は、様式2による交付申請書に関係書類を添えて、実施要綱第7の規定による交付可能額の通知の際に示された日までに、内閣総理大臣を経由して大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

6 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式3又は様式4による変更交付申請書に関係書類を添えて、5に定める申請手続の例により、平成28年1月31日までに内閣総理大臣を経由して大臣に提出するものとする。

(交付決定の通知)

7 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、大臣から様式5による交付決定通知依頼又は様式8による変更交付決定通知依頼があったときは、市町村に対し、様式6又は様式9により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(交付決定までの標準処理期間)

8 この交付金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

都道府県知事は、5の(1)及び6による申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に内閣総理大臣を経由して大臣に提出するものとし、大臣は、申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

大臣は、5の(2)及び6による申請書が到達した日から起算して原則とし

て1か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（交付の条件）

9 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣を経由して大臣の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣を経由して大臣の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、様式11により速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- （4）事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により大臣が別に定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- （5）大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- （6）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （7）事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式12により速やかに内閣総理大臣を経由して大臣に報告しなければならない。なお、大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- （8）交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式13による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 交付対象事業を実施するためのいかなる契約においても、契約の相手方が、当該契約の内容について一括して第三者に実施させることを認めてはならない。
- (10) 都道府県等は、国から概算払により間接補助金に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (11) 都道府県等は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1) から(7) までに掲げる条件並びに「事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令14条第1項第2号の規定により大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。」との条件(間接補助事業者が地方公共団体の場合は(1) から(8) までの条件)を付さなければならない。この場合において、「大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「市町村長」と、「50万円」とあるのは「30万円」(間接補助事業者が地方公共団体である場合を除く。)と、「交付金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (12) (11) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- (13) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(交付金の概算払)

- 10 大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 この交付金の実績報告は、交付決定に係る全ての事業が完了したときは、平成28年4月10日(ただし、9(2)の規定により、交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認通知書を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日、10の規定により、大臣が交付決定額の全部について概算払を行った場合にあっては平成28年6月末日とする。)までを期限とし、次によ

り行うものとする。

- (1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村長は様式14による実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、これらを取りまとめ、様式15による実績報告書に関係書類を添えて、期限までに内閣総理大臣を経由して大臣に提出するものとする。

- (2) (1) 以外の場合

都道府県知事又は市町村長は、様式15による実績報告書に関係書類を添えて、期限までに、内閣総理大臣を経由して大臣に提出するものとする。

(交付金の額の確定の通知)

- 12 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、大臣から様式16による交付額確定通知依頼があったときは、市町村長に対し、様式17により速やかに額の確定の通知を行うものとする。

(交付金の返還)

- 13 大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により、4、5、6及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣を経由して大臣の承認を受け、その定めるところによるものとする。

別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業	地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業	大臣が認めた額	地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業の実施に必要な給料、職員手当等、報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、助成金、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定 額
被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	子ども健やか訪問事業	訪問1回当たり6,000円	子ども健やか訪問事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定 額
	仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業	1か所当たり2,741千円	仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、工事費、使用料及び賃借料、備品購入費	定 額

	遊具の設置や子育てイベントの開催	次により算出された額の合計額 1 遊び場の確保に要する経費 1 か所当たり18,087千円 2 子育てイベントの開催に要する経費 1 回当たり822千円 3 専門家等による子どもの遊びの支援に要する経費 1 回当たり195千円 4 保育所等への児童劇等の巡回講演に要する経費 1 回当たり420千円 5 子どもの県外へのバスハイクに要する経費 1 回当たり450千円 6 その他子どもの遊びや運動機会を確保するために要する経費 厚生労働大臣が認めた額 (注) 1～5について事業を実施する地域の実情により特に必要と認められる場合、厚生労働大臣が認めた額を加算する。	遊具の設置や子育てイベントの開催に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、工事費、使用料及び賃借料、備品購入費	定 額
--	-------------------------	--	--	------------

	親を亡くした子ども等への相談・援助事業	次により算出された額の合計額 1 子どもの心身のケアセンター設置等事業に要する経費 被災県134,706千円 被災指定都市等4,198千円 被災県内の市町村2,099千円 2 子ども支援者研修事業に要する経費 1 研修当たり72千円 3 心身のケア相談会・講習会等実施事業に要する経費 1 相談会・講習会等当たり120千円 4 被災児童等の交流会実施事業に要する経費 1 交流会当たり81千円 5 被災児童等支援施策広報事業に要する経費 厚生労働大臣が認めた額 6 その他被災児童の心又は体の健康の回復に資する事業に要する経費 厚生労働大臣が認めた額	親を亡くした子ども等への相談・援助事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定 額
--	---------------------	--	---	-----

		(注) 1 ～ 4 について事業 を実施する地域の実 情により特に必要と 認められる場合、厚生 労働大臣が認めた額 を加算する。		
児童福祉施設等 給食安心対策事 業	次により算出された額の 合計額 1 事前検査 1 か所当たり 1, 596千円 2 事後検査 1 か所当たり 福島県内6, 579千円 福島県以外1, 226千円 (注) 事業を実施する地域 の実情により特に必 要と認められる場合、 厚生労働大臣が認め た額を加算する。	児童福祉施設等給食安心対 策事業の実施に必要な人件 費（事前検査のみを対象）、 諸謝金、旅費、借損料、印刷 製本費、消耗品費、会議費、 通信運搬費、雑役務費、委託 費	定 額	
保育料等減免事 業	厚生労働大臣が必要と認 めた額	保育料等減免事業の実施に よる保育料等の減免に必要 な経費	定 額	

(様式1 交付申請書(5(1)関係))

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

市 町 村 長 印

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)
の交付申請について

平成 年 月 日 発第 号で内閣総理大臣から交付可能額の通知を
受けた平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)の交
付申請について、次のとおり申請する。

1 交付申請額 金 円

2 所要額調書(別表1)

3 所要額明細書(別表2)

(添付書類)

- (1) 事業計画書(写)
- (2) 交付可能額通知(写)
- (3) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (4) その他参考となる資料

別表 1 （様式 1 関係）

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）所要額調書

（市町村名： ）

補助 方式	区分	実施主体	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 (A－B) C	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	都道府県等 補助予定額 G	国庫補助 所要額 H	備考
直接 補助	地域コミュニティ活動を活用し た被災者生活支援事業 ①		円	円	円	円	円	円	円	円	
間接 補助	地域コミュニティ活動を活用し た被災者生活支援事業										
	小計②										
合計(①＋②)											

(注) 1 E欄には、交付要綱別表に定める基準額を記載すること。
2 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記載すること。
3 H欄には、F欄及びG欄を比較して少ない方の額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。）

別表 2（様式 1 関係）

地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業所要額明細書

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳	備考
給 料	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
職員手当等	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
報 酬	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
賃 金	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
共 済 費	円		
報 償 費	円		
旅 費	円		
需 用 費	円		
役 務 費	円		
助 成 金	円		
委 託 料	円		
使 用 料	円		
賃 借 料	円		
備品購入費	円		
合 計	円		※積算上配置している 相談員数 計 名

- (注) 1 本明細書は、原則として市町村ごとに作成することとするが、これにより難しい場合は実施主体ごとに作成することも差し支えない。
- 2 本事業以外の業務と共用しているものについては、人件費、物件費共に当該事業にかかる経費のみを按分などして計上すること。その場合は、その旨が分かるよう具体的に記載すること。
- 3 積算内訳は可能な限り具体的かつ詳細に記載すること。（記入しきれない場合は別葉として差し支えない。）
- 4 参考となる書類（組織図等）を適宜添付すること。
- 5 対象経費のうち、相談員の人件費を計上している経費については、備考欄に積算上配置している人数を記載すること（<記載例>を参照）。また、「合計」の備考欄には相談員の積算上の配置総数を記載すること。

(様式2 交付申請書(5(1)及び(2)関係))

(文書番号)

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

指定都市市長



中核市市長

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)
の交付申請について

平成 年 月 日 発第 号で内閣総理大臣から交付可能額の通知を
受けた平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)の交付
申請について、次のとおり申請する。

なお、管内市町村分については申請書を受領し、その内容を審査した結果適正と認
められるので併せて提出する。

1 交付申請額	金	円
都道府県	分	金
指定都市		
中核市		
市町村分	金	円

2 所要額調書(別表1)

3 所要額明細書(別表2)

(添付書類)

- (1) 事業計画書(写)
- (2) 交付可能額通知(写)
- (3) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (4) その他参考となる資料

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）所要額調書

（都道府県・指定都市・中核市名： ）

(注) 1 政令指定都市又は中核市が地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業を行う場合は、「市町村分」欄に記載すること。
2 E欄には、交付要綱別表に定める基準額を記載すること。
3 F欄には、C欄、D欄及びE欄と比較して最も少ない額を記載すること。
4 H欄には、F欄及びG欄と比較して少ない額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。）
なお、※1から※4までの欄には、別表2-①の※1から※4までの欄とそれぞれ同額を記載すること。

別表 2－①（様式 2 関係）

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）所要額明細書
(都道府県・指定都市・中核市名：)

補助主体	補助方式	区分	種目	実施主体名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A－B) C	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	都道府県等 補助予定額 G	国庫補助 所要額 H	備考
都道府県・政令指定都市・中核市分(注 1)	間接補助	地域コミュニティ活動を 活用した被災者生活支援事業	地域コミュニティ活動を 活用した被災者生活支援事業		円	円	円	円	円	円	円	円	
			小計①									※ 1	
		被災した子どもの健康・生活 対策等総合支援事業	子ども健やか訪問事業										
			仮設住宅に住む子どもが安心して過ごす ことができる環境づくり事業										
			遊具の設置や子育てイベントの開催										
			親を亡くした子ども等への相談・援助事業										
			児童福祉施設等給食安心対策事業										
			保育料等減免事業										
			事業計										
			小計②									※ 2	
		都道府県分間接補助合計 (①+②)											
市町村分	直接補助	地域コミュニティ活動を 活用した被災者生活支援事業	地域コミュニティ活動を 活用した被災者生活支援事業										
			直接補助合計									※ 3	
	間接補助	地域コミュニティ活動を 活用した被災者生活支援事業	地域コミュニティ活動を 活用した被災者生活支援事業										
			間接補助合計									※ 4	
		市町村分合計											

(注) 1 政令指定都市又は中核市が地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業を行う場合は、「市町村分」欄に記載すること。
2 E欄には、交付要綱別表に定める基準額を記載すること。
3 F欄には、実施主体ごとに、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記載すること。
4 H欄には、実施主体ごとに、F欄及びG欄を比較して少ない方の額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。）

別表２－②（様式２関係）

地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業所要額明細書

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳	備考
給 料	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
職員手当等	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
報 酬	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
賃 金	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
共 済 費	円		
報 償 費	円		
旅 費	円		
需 用 費	円		
役 務 費	円		
助 成 金	円		
委 託 料	円		
使 用 料	円		
賃 借 料	円		
備品購入費	円		
合 計	円		※積算上配置している 相談員数 計 名

- (注) １ 本明細書は、原則として都道府県又は市町村ごとに作成することとするが、これにより難しい場合は実施主体ごとに作成することも差し支えない。
- ２ 本事業以外の業務と共用しているものについては、人件費、物件費共に当該事業にかかる経費のみを按分などして計上すること。その場合は、その旨が分かるよう具体的に記載すること。
- ３ 積算内訳は可能な限り具体的かつ詳細に記載すること。（記入しきれない場合は別葉として差し支えない。）
- ４ 参考となる書類（組織図等）を適宜添付すること。
- ５ 対象経費のうち、相談員の人件費を計上している経費については、備考欄に積算上配置している人数を記載すること（<記載例>を参照）。また、「合計」の備考欄には相談員の積算上の配置総数を記載すること。

(様式3 変更交付申請書(6関係))

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

市 町 村 長 印

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)
の変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発 第 号をもって交付の決定を受けた
平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)について、
次のとおり交付決定の変更を申請する。

1 変更後交付申請額	金	円
(既交付決定額	金	円)
(既交付決定額からの増△減額	金	円)

2 変更を受けようとする理由

3 変更後所要額調書(別表1)

4 変更後所要額明細書

5 添付書類

- ① 変更事業計画書(写)
- ② 歳入歳出予算(見込)書抄本
- ③ その他参考となる書類

別表 1 （様式 3 関係）

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）変更後所要額調書

（市町村名： ）

補助方式	区分	実施主体	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A－B) C	対象経費支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	都道府県等補助予定額 G	国庫補助所要額 H	既交付決定額 I	差引増減額 (I－H) J	備考
直接補助	地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業 ①		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
間接補助	地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業												
	小計②												
合計(①+②)													

(注) 1 E欄には、交付要綱別表に定める基準額を記載すること。
2 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記載すること。
3 H欄には、F欄及びG欄を比較して少ない方の額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。）

別表 2（様式 3 関係）

地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業変更後所要額明細書

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳	備考
給 料	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
職員手当等	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
報 酬	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
賃 金	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
共 済 費	円		
報 償 費	円		
旅 費	円		
需 用 費	円		
役 務 費	円		
助 成 金	円		
委 託 料	円		
使 用 料	円		
賃 借 料	円		
備品購入費	円		
合 計	円		※積算上配置している 相談員数 計 名

- (注) 1 本明細書は、原則として市町村ごとに作成することとするが、これにより難しい場合は実施主体ごとに作成することも差し支えない。
- 2 本事業以外の業務と共用しているものについては、人件費、物件費共に当該事業にかかる経費のみを按分などして計上すること。その場合は、その旨が分かるよう具体的に記載すること。
- 3 積算内訳は可能な限り具体的かつ詳細に記載すること。（記入しきれない場合は別葉として差し支えない。）
- 4 参考となる書類（組織図等）を適宜添付すること。
- 5 対象経費のうち、相談員の人件費を計上している経費については、備考欄に積算上配置している人数を記載すること（<記載例>を参照）。また、「合計」の備考欄には相談員の積算上の配置総数を記載すること。

(様式4 変更交付申請書(6関係))

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長 
中 核 市 市 長

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)
の変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発 第 号をもって交付の決定を受けた
平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)について、
次のとおり交付決定の変更を申請する。

なお、管内市町村分については申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので併せて提出する。

- 1 変更後交付申請額 別紙のとおり
- 2 変更を受けようとする理由
- 3 変更後所要額調書(別表1)
- 4 変更後所要額明細書(別表2)
- 5 添付書類
 - ① 変更事業計画書(写)
 - ② 歳入歳出予算(見込)書抄本
 - ③ その他参考となる書類

(別紙)

都道府県・指定都市・中核市名

変更後交付申請額	金	円	
(既交付決定額	金		円)
(既交付決定額からの増△減額	金		円)

都道府県 指定都市 中核市	分	金	円	
		(既交付決定額	金	円)
		(既交付決定額からの増△減額	金	円)
		市町村分	金	円
		(既交付決定額	金	円)
		(既交付決定額からの増△減額	金	円)

別表 1 （様式 4 関係）

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）変更後所要額調書

（都道府県・指定都市・中核市名： ）

補助主体	補助方式	区分	種目	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A－B) C	対象経費 支出予定 額 D	基準額 E	選定額 F	都道府県 等補助 予定額 G	国庫補助 所要額 H	既交付 決定額 I	差引増△ 減額 (I－H) J	備考	
都道府県・政令指定都市・中核市分(注1)	直接補助		地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	子ども健やか訪問事業												
			仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業												
			遊具の設置や子育てイベントの開催												
			親を亡くした子ども等への相談・援助事業												
			児童福祉施設等給食安心対策事業												
			保育料等減免事業												
			事業計												
	小計①														
	間接補助		地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業									※1			
			被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業									※2			
		小計②													
都道府県分合計 (①+②)															
市町村分	直接補助		地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業								※3				
	間接補助		地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業								※4				
	市町村分合計														

- (注) 1 政令指定都市又は中核市が地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業を行う場合は、「市町村分」欄に記載すること。
2 E 欄には、交付要綱別表に定める基準額を記載すること。
3 F 欄には、C 欄、D 欄及び E 欄を比較して最も少ない額を記載すること。
4 H 欄には、F 欄及び G 欄を比較して少ない方の額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。）
なお、※ 1 から※ 4 までの欄には、別表 2－①の※ 1 から※ 4 までの欄とそれぞれ同額を記載すること。

別表 2－①（様式 4 関係）

平 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）変更後所要額明細書
(都道府県・指定都市・中核市名：)

補助主体	補助方式	区分	種目	実施主体名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出予定額	基準額	選定額	都道府県等補助予定額	国庫補助所要額	既交付決定額	差引増△減額	備考		
					A	B	(A－B) C	D	E	F	G	H	I	(I－H) J			
都道府県・政令指定都市・中核市分(注1)	間接補助	地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業	地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
			小計①							※1							
		被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	子ども健やか訪問事業														
			仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業														
			遊具の設置や子育てイベントの開催														
			被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	親を亡くした子ども等への相談・援助事業													
			児童福祉施設等給食安心対策事業														
			保育料等減免事業														
			事業計														
			小計②							※2							
			都道府県分間接補助合計 (①+②)														
		市町村分	直接補助	地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業													
				直接補助合計									※3				
			間接補助	地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業													
間接補助合計											※4						
市町村分合計																	

(注) 1 政令指定都市又は中核市が地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業を行う場合は、「市町村分」欄に記載すること。
2 E 欄には、交付要綱別表に定める基準額を記載すること。
3 F 欄には、実施主体ごとに、C 欄、D 欄及び E 欄を比較して最も少ない額を記載すること。
4 H 欄には、実施主体ごとに、F 欄及び G 欄を比較して少ない方の額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。）

別表２－②（様式４関係）

地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業変更後所要額明細書

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳	備考
給 料	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
職員手当等	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
報 酬	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
賃 金	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
共 済 費	円		
報 償 費	円		
旅 費	円		
需 用 費	円		
役 務 費	円		
助 成 金	円		
委 託 料	円		
使 用 料	円		
賃 借 料	円		
備品購入費	円		
合 計	円		※積算上配置している 相談員数 計 名

- (注) １ 本明細書は、原則として都道府県又は市町村ごとに作成することとするが、これにより難しい場合は実施主体ごとに作成することも差し支えない。
- ２ 本事業以外の業務と共用しているものについては、人件費、物件費共に当該事業にかかる経費のみを按分などして計上すること。その場合は、その旨が分かるよう具体的に記載すること。
- ３ 積算内訳は可能な限り具体的かつ詳細に記載すること。（記入しきれない場合は別葉として差し支えない。）
- ４ 参考となる書類（組織図等）を適宜添付すること。
- ５ 対象経費のうち、相談員の人件費を計上している経費については、備考欄に積算上配置している人数を記載すること（<記載例>を参照）。また、「合計」の備考欄には相談員の積算上の配置総数を記載すること。

(様式 5 交付決定通知依頼書 (7 関係))

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

〇〇知事 殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 印

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分)

交付決定通知依頼書

平成 年 月 日 で提出のあった平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、別表のとおり交付することに決定したので、平成 年 月 日 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 27 年度被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) 交付要綱」の 7 に定める様式により貴管内市町村に通知されたい。

なお、この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における、適正化法第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とするので併せて通知されたい。

別表（様式 5 関係）

交付決定額内訳表（市町村分）

都道府県名 _____

（単位：円）

市町村名	交付申請に係る		事業に要する経費	交付決定額
	申請年月日	文書番号		
合 計				

(様式 6 交付決定通知書 (7 関係))

(文書番号)

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) 交付決定通知書

(市町村の名称)

平成 年 月 日 (申請書の文書番号を記載) で交付申請のあった平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、平成 年 月 日厚生労働省発社援 第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 ○○ ○○

- 1 交付金の交付の対象となる事業 (以下「事業」という。) は、平成 年 月 日厚生労働省発雇児 第 号、厚生労働省発社援 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 27 年度被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) 交付要綱」 (以下「交付要綱」という。) の 3 に定める事業であり、その内容は平成 年 月 日 (申請書の文書番号を記載) 交付申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費及び交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交 付 金 の 額	金	円

- 3 交付金の額の確定は、交付要綱の４に定める算定方法により行うものである。
- 4 この交付金は、交付要綱の９に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る実績報告は、交付要綱の１１に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

(様式 7 交付決定通知書)

厚生労働省発 第 号

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）交付決定通知書

(都道府県・指定都市・中核市の名称)

平成 年 月 日（申請書の文書番号を記載）で交付申請のあった平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○○ ○○

- 1 交付金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日厚生労働省発雇児 第 号、厚生労働省発社援 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 27 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 3 に定める事業であり、その内容は平成 年 月 日（申請書の文書番号を記載）交付申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費及び交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

事業名	事業に要する経費	交付金の額
①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業	金 円	金 円
②被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	金 円	金 円
計	金 円	金 円

4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める算定方法により行うものである。

5 この交付金は、交付要綱の9に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

(様式 8 変更交付決定通知依頼書 (7 関係))

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

〇〇知事 殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 印

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分)
追加交付決定 (交付決定一部取消) 通知依頼書

平成 年 月 日厚生労働省発 第 号で交付決定の通知を依頼した、平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金については、平成 年 月 日 で提出のあった申請に基づき、決定の内容の一部を別表のとおり変更することに決定したので、平成 年 月 日 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 27 年度被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) 交付要綱」の 7 に定める様式により貴管内市町村に通知されたい。

なお、この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における、適正化法第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とするので併せて通知されたい。

【超過交付額がある場合のみ記載】

なお、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 18 条第 1 項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずるので、この旨併せて通知願いたい。

別表（様式 8 関係）

交付決定額内訳表（市町村分）

都道府県名 _____

（単位：円）

市町村名	変更交付申請に係る		事業に要する経費		交付決定額	
	申請年月日	文書番号		うち今回増加 （減少）額		うち今回増加 （減少）額
合 計						

(様式9 変更交付決定通知書(7関係))

(文書番号)

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)
追加交付決定(交付決定一部取消)通知書

(市町村の名称)

平 年 月 日厚生労働省発 第 号をもって交付決定した平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)については、平成 年 月 日(申請書の文書番号を記載)変更交付申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発社援第 号をもって、交付決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 ○○ ○○

- 1 交付金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日厚生労働省発雇児 第 号、厚生労働省発社援 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成27年度被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は平成 年 月 日(申請書の文書番号を記載)変更交付申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところとする。

事業に要する経費	金	円
うち今回増加(減少)額	金	円
交付金の額	金	円
うち今回増加(減少)額	金	円

【超過交付額がある場合のみ記載】

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第1項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずる。

- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

(様式 10 変更交付決定通知書)

厚生労働省発 第 号

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）

追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

（都道府県・指定都市・中核市の名称）

平成 年 月 日厚生労働省発 第 号をもって交付決定した平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）については、平成 年 月 日（申請書の文書番号を記載）変更交付申請に基づき、交付決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知する。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○○ ○○

- 1 交付金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日厚生労働省発雇児 第 号、厚生労働省発社援 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 27 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 3 に定める事業であり、その内容は平成 年 月 日（申請書の文書番号を記載）変更交付申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところとする。

事業に要する経費	金	円
うち今回増加（減少）額	金	円
交 付 金 の 額	金	円
うち今回増加（減少）額	金	円

【超過交付額がある場合のみ記載】

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１８条第１項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずる。

３ 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

事業名		事業に要する経費	交付金の額
①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業		金 円	金 円
	うち今回増加（減少）額	金 円	金 円
②被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業		金 円	金 円
	うち今回増加（減少）額	金 円	金 円
計		金 円	金 円

４ この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

(様式 1 1 事業遅延等報告書 (9 (3) 関係))

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事

市 町 村 長 印

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分)

事業遅延等報告書

平 年 月 日厚生労働省発 第 号をもって交付決定の通知を受けた標記のことについて、(いずれか不要な記載は削ること){交付対象事業が予定の期間内に完了しない・交付対象事業の遂行が困難となった} ため、関係書類を添えて次のとおり報告する。

記

事業名	当初の完了 予定年月日	変更後完了 予定年月日

※ 件数が多い場合には事業名の欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙作成の上添付すること

※ 交付対象事業の遂行が困難となった場合には、「変更後完了予定年月日」の欄に「遂行困難」と記載

事業遅延の理由について、遅延理由書 (任意様式) を作成して添付すること。

(様式 1 2 仕入れ控除税額報告書 (9 (7) 関係))

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都 道 府 県 知 事

市 町 村 長 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発 第 号により交付決定があった平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）について、被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）交付要綱の 9 の（ 7 ）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 1 5 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（ 2 の金額の積算の内訳等）

(様式 13 被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)調書(9(8)関係))

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)調書

平成 年度 厚生労働省所管

都道府県又は市町村の名称：

(単位：円)

国		都道府県又は市町村								備考
		歳入			歳出					
歳出予算科目	交付 決定額	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算現額		支出済額		
						うち交付 金相当額	うち交付 金相当額	うち交付 金相当額	うち交付 金相当額	
(項) 東日本大震災復興支援対策費										
(目) 被災者健康・生活支援総合交付金										

(注) 1 「都道府県又は市町村」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記入すること。

2 「予算現額」は歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。

3 「備考」は参考となるべき事項を適宜記入すること。

(様式 1 4 実績報告書 (1 1 (1) 関係))

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長 印

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) 実績報告書

平成 年 月 日厚生労働省発 第 号をもって交付決定の通知を受けた標記のことについて、事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告する。

1 交付金精算額 金 円

2 交付金精算書 (別表 1)

3 精算額明細書 (別表 2)

4 添付書類

① 歳入歳出決算 (見込) 書抄本

② その他参考となる書類

別表 1（様式 1 4 関係）

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）精算書

（市町村名： ）

補助方式	区分	実施主体	総事業費 A	寄付金 その他の収入額 B	差引額 (A－B) C	対象経費支出 済額 D	基準額 E	選定額 F	都道府県等補助額 G	国庫補助 所要額 H	交付決定額 I	受入済額 J	差引過不足額 (J－H) K	備考
直接補助	地域コミュニティ活動を 活用した被災者生活支援 事業 ①		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
間接補助	地域コミュニティ活動を 活用した被災者生活支援 事業													
	小計②													
合計(①＋②)														

（注） 1 E欄には、交付要綱別表に定める基準額を記載すること。
2 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記載すること。
3 H欄には、F欄及びG欄を比較して少ない方の額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。）

別表 2（様式 1 4 関係）

地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業精算額明細書

経費区分	対象経費支出済額	積算内訳	備考
給 料	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
職員手当等	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
報 酬	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
賃 金	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
共 済 費	円		
報 償 費	円		
旅 費	円		
需 用 費	円		
役 務 費	円		
助 成 金	円		
委 託 料	円		
使 用 料	円		
賃 借 料	円		
備品購入費	円		
合 計	円		※積算上配置している 相談員数 計 名

- (注) 1 本明細書は、原則として市町村ごとに作成することとするが、これにより難しい場合は実施主体ごとに作成することも差し支えない。
- 2 本事業以外の業務と共用したものについては、人件費、物件費共に当該事業にかかる経費のみを按分などして記載すること。その場合は、その旨が分かるよう具体的に記載すること。
- 3 積算内訳は可能な限り具体的かつ詳細に記載すること。（記入しきれない場合は別表として差し支えない。）
- 4 参考となる書類（組織図等）を適宜添付すること。
- 5 対象経費のうち、相談員の人件費を計上している経費については、備考欄に積算上配置している人数を記載すること（<記載例>を参照）。また、「合計」の備考欄には相談員の積算上の配置総数を記載すること。

(様式 1 5 実績報告書 (1 1 (1) 関係))

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事

指 定 都 市 市 長 印

中 核 市 市 長

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) 実績報告書

平成 年 月 日厚生労働省発 第 号をもって交付決定の通知を受けた標記のことについて、事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告する。

なお、管内市町村から提出された標記報告書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので併せて提出する。

1	交付金精算額	金	円
	都 道 府 県	分	金
	指 定 都 市		
	中 核 市		
	市 町 村	分	金
			円

2 交付金精算書 (別表 1)

3 交付金精算額明細書 (別表 2)

4 添付書類

① 歳入歳出決算 (見込) 書抄本

② その他参考となる書類

別表 1 (様式 1 5 関係)

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）精算書

(都道府県・指定都市・中核市名：)

[illegible]

(注) 1 政令指定都市又は中核市が地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業を行った場合は、「市町村分」欄に記載すること。

2 E欄には、交付要綱別表に定める基準額を記載すること。

3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記載すること。

4 H欄には、F欄及びG欄を比較して少ない方の額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。）

なお、※1から※16までの欄には、別表2-①の※1から※16までの欄とそれぞれ同額を記載すること。

別表 2－①（様式 1 5 関係）

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）精算額明細書

（都道府県・指定都市・中核市名： ）

補助主体	補助方式	区分	種目	実施主体名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出済額	基準額	選定額	都道府県等補助額	国庫補助所要額	交付決定額	受入済額	差引過不足額 (J－H) K	備考	
					A	B	(A－B) C	D	E	F	G	H	I	J			
都道府県・政令指定都市・中核市分(注1)	間接補助	地域コミュニティ活動を 活用した被災者 生活支援事業	地域コミュニティ活動を 活用した被災者生活支援事業														
			小計①									※1	※2	※3	※4		
		被災した子ども の健康・生活 対策等総合 支援事業	子ども健やか訪問事業														
			仮設住宅に住む子どもが安心して 過ごすことができる 環境づくり事業														
			遊具の設置や子育てイベントの開催														
			親を亡くした子ども等への 相談・援助事業														
			児童福祉施設等給食安心対策事業														
			保育料等減免事業														
			事業計														
			小計②										※5	※6	※7	※8	
		都道府県分間接補助合計 (①+②)															
	市町村分	直接補助	地域コミュニティ活動を 活用した被災者 生活支援事業	地域コミュニティ活動を 活用した被災者生活支援事業													
直接補助合計												※9	※10	※11	※12		
間接補助		地域コミュニティ活動を 活用した被災者 生活支援事業	地域コミュニティ活動を 活用した被災者生活支援事業														
			間接補助合計										※13	※14	※15	※16	
市町村分合計																	

(注) 1 政令指定都市又は中核市が地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業を行った場合は、「市町村分」欄に記載すること。
2 E欄には、交付要綱別表に定める基準額を記載すること。
3 F欄には、実施主体ごとに、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記載すること。
4 H欄には、実施主体ごとに、F欄及びG欄を比較して少ない方の額を記載すること。（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。）

別表２－②（様式１５関係）

地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業精算額明細書

経費区分	対象経費支出済額	積算内訳	備考
給 料	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
職員手当等	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
報 酬	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
賃 金	円		<記載例> 職員計 名 (うち相談員 名)
共 済 費	円		
報 償 費	円		
旅 費	円		
需 用 費	円		
役 務 費	円		
助 成 金	円		
委 託 料	円		
使 用 料	円		
賃 借 料	円		
備品購入費	円		
合 計	円		※積算上配置している 相談員数 計 名

- (注) １ 本明細書は、原則として都道府県又は市町村ごとに作成することとするが、これにより難しい場合は実施主体ごとに作成することも差し支えない。
- ２ 本事業以外の業務と共用したものについては、人件費、物件費共に当該事業にかかる経費のみを按分などして記載すること。その場合は、その旨が分かるよう具体的に記載すること。
- ３ 積算内訳は可能な限り具体的かつ詳細に記載すること。（記入しきれない場合は別葉として差し支えない。）
- ４ 参考となる書類（組織図等）を適宜添付すること。
- ５ 対象経費のうち、相談員の人件費を計上している経費については、備考欄に積算上配置している人数を記載すること（<記載例>を参照）。また、「合計」の備考欄には相談員の積算上の配置総数を記載すること。

(様式 16 交付額確定通知依頼書 (12 関係))

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

〇〇知事 殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 印

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分)
交付額確定通知依頼書

平成 年 月 日厚生労働省発 第 号で交付決定の通知を依頼した、
貴管内市町村に係る平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金については、平成
年 月 日 で提出のあった事業実績報告に基づき、別表のとおり交付額を
確定したので、平成 年 月 日 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「平
成 27 年度被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) 交付要綱」の
12 に定める様式により貴管内市町村に通知されたい。

【超過交付額がある場合のみ記載】

なお、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関
する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 18 条第 1 項の規定により、平成 年 月
日までに返還することを命ずるので、この旨併せて通知願いたい。

別表（様式 1 6 関係）

確定額内訳表（市町村分）

都道府県名 _____

(単位：円)

市町村名	実績報告に係る		確定額	返還命令額
	報告年月日	文書番号		
合 計				

(様式 17 交付額確定通知書 (12 関係))

(文 書 番 号)

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分)
交付額確定通知書

(市町村の名称)

平成 年 月 日厚生労働省発 第 号で交付決定した平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) については、平成 年 月 日 (実績報告書の文書番号を記載) 実績報告に基づき、交付額を金 円に確定したので通知する。

【超過交付額がある場合のみ記載】

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 18 条第 1 項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずる。

平成 年 月 日

都道府県知事 ○○ ○○

(様式 18 交付額確定通知書)

厚生労働省発 第 号

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）
交付額確定通知書

(都道府県・指定都市・中核市の名称)

平成 年 月 日厚生労働省発 第 号で交付決定した平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）については、平成 年 月 日（実績報告書の文書番号を記載）実績報告に基づき、交付額を金 円に確定したので通知する。

【超過交付額がある場合のみ記載】

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずる。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○○ ○○